

# 令和3年第4回岩泉町議会 定例会会議録目次

## 第 1 号 (12月2日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に参加した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
・同意第 1 号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める ことについて	
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・議案第14号 財産の処分に関し議決を求めることについて	
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・議案第15号 区域を越えて宮古市道の路線を認定することの承諾について	
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第16号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求 めることについて	
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・議案第17号 岩手県沿岸知的障害児施設組合同規約の一部変更に関し議決を求	

めることについて

議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 12

- ・議案第18号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めること  
について

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 13

- ・議案第19号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議  
決を求めることについて

議案第1号～議案第13号の上程、説明、委員会付託…………… 14

- ・議案第 1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 2号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関す  
る条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定  
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例について
- ・議案第 6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条  
例について
- ・議案第10号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例につ  
いて
- ・議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第12号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

一般質問…………… 19

8番 坂本 昇議員	19
11番 合砂丈司議員	26
7番 林崎竟次郎議員	30
散会の宣告	35

## 第 2 号 (12月3日)

出席議員	37
欠席議員	37
職務のため議場に出席した者の職・氏名	38
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	38
議事日程	39
開議の宣告	41
議事日程の報告	41
一般質問	41
4番 畠山和英議員	41
1番 千葉泰彦議員	54
散会の宣告	65

## 第 3 号 (12月7日)

出席議員	67
欠席議員	67
職務のため議場に出席した者の職・氏名	68
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	68
議事日程	69
開議の宣告	71
議事日程の報告	71
諸般の報告	71
議案第1号～議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決	71

- ・議案第 1 号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 2 号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3 号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8 号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9 号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 10 号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例について
- ・議案第 11 号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第 12 号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第 13 号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

閉会の宣告・・ 77

署名・・ 79

令和3年第4回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 1 月 1 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 3 年 1 2 月 2 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 3 年 1 2 月 2 日 午 前 1 1 時 5 6 分				
出席及び欠席議員  出席 14人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 已	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	9 番	早 川 ケン子	1 1 番	合 砂 丈 司
	1 2 番	三田地 泰 正		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和3年第4回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第1号)

令和3年12月2日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第5 議案第14号 財産の処分に関し議決を求めることについて

日程第6 議案第15号 区域を越えて宮古市道の路線を認定することの承諾について

日程第7 議案第16号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて

日程第8 議案第17号 岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて

日程第9 議案第18号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて

日程第10 議案第19号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて

日程第11 議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第2号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第3号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・

子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第7号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第8号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第9号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第10号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例について

日程第21 議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）

日程第22 議案第12号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第24 一般質問

散会の宣告



---

◎開会の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから令和3年第4回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、10番、三田地和彦さんから、所用のため早退する旨届出が提出されておりますので、報告いたします。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番、早川ケン子さん、11番、合砂丈司さん、12番、三田地泰正さんを指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（野館泰喜君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、11月29日、議会運営委員会で決定を見たものであります。本定例会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日から12月7日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月7日までの6日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（野館泰喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合理議会定例会、岩手県沿岸知的障害児施設組合理議会定例会の議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第4、同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 同意第1号 岩泉町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、松浦紀雄。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町固定資産評価審査委員会委員松浦紀雄が、令和4年1月18日をもって任期満了となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに、参考資料といたしまして、略歴書をおつけしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 本件についての説明が終わりました。

これから同意第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第5、議案第14号 財産の処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第14号 財産の処分に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、財産を売却する目的。岩手県発注、二級河川小本川筋中里地区河川激甚災害対策特別緊急事業の施行のため、岩手県に売却するものである。

2、売却する財産の所在、地目及び面積。別紙のとおり。

3、売却額。金3,665万4,305円。

4、売却の相手方。住所、盛岡市内丸10番1号。氏名、岩手県、岩手県知事、達増拓也。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩手県に土地を売却しようとするものである。

次のページ、別紙1ページから3ページに、売却する財産の所在、地目及び面積を一覧にしてございます。合計54筆、4万718.94平方メートルでございます。

最後のページに、参考資料といたしまして、土地売却予定図をおつけしております。青色部分が売却予定地でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第14号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） お伺いしますが、この特別緊急事業の施行に当たっての最終年度はいつを見込んでいるのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） お答えいたします。

今回河川域の売払いということになりますが、現在も国道の新しい道路の工事、整備を行っておりますけれども、今回県のほうに照会しても、そこについては終わりの時期はまだはっきり報告できないというふうなことでございますので、現時点では未定ということでお答えしたいと思います。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第6、議案第15号 区域を越えて宮古市道の路線を認定することの承諾についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第15号 区域を越えて宮古市道の路線を認定することの承諾について。

宮古市から本町行政区域内の道路を宮古市道路線として認定することについて承諾を求められたことに関し、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決を求める。

1、宮古市が認定する路線。路線名、押角峠線（仮称）。区間、起点、宮古市和井内第1地割8番地9地先。終点、下閉伊郡岩泉町大川字大家245番120地先。重要な経過地、ありません。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。宮古市との行政界にある雄鹿戸トンネルについて、市町の行政区域を越えて同市が一体的に管理を行うことから、同市が市道路線として認定することについて、承諾しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。左側の緑色で表示しております本町行政区域内におきまして、宮古市道として認定の承諾をしようとする区間388メートルでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第15号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第7、議案第16号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第16号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについて。

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

次のページの別紙を御覧願います。下段のほうでございます。別表第2中、「陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合」を「矢櫃山造林一部事務組合」に改めるということございまして、令和4年3月31日をもちまして陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及びこれに伴います規約の改正をするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第16号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第8、議案第17号 岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第17号 岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の一部変更に関し議決を求めることについて。

岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の一部を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

次のページの別紙を御覧願います。ご案内のとおり、令和5年3月31日をもちまして、当該組合の解散に向けました規約の変更でございます。第14条の分担金の規定に、第2項、令和4年度の分担金の分賦の割合を、新たに第15条を追加をいたしまして、解散後の事務処理の承継、監査につきまして規定をするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第17号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第9、議案第18号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第18号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて。

岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散することに関し、地方自治法第288条及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散することについて、議会の議決を求めるものである。

当該施設組合同規約の一部変更に続きまして、解散することの議決を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第18号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。



これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第10、議案第19号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第19号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて。

令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散することに伴う財産処分を別紙のとおりとすることに関し、地方自治法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散することに伴い、財産処分を行うことについて、議会の議決を求めるものである。

次のページの別紙を御覧願います。財産処分に関する内容でございます。1、土地は、宮古市に無償譲渡。2、建物は、基本的に取壊しを行う。3、動産につきましては、原則廃棄。売却可能な場合は、入札に付するものでございます。

次の2ページを御覧願います。4の基金で、学園の財政調整基金でございますが、組合の一般会計へ全て繰り入れるものでございます。5の組合の清算事務によりまして生じた剰余金または

不足金等は、これまで関係各市町村が組合会計初年度から最終年度までに負担してまいりました  
合計負担額の割合に応じて、関係市町村に配分または負担をさせるということでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第19号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第1号～議案第13号の上程、説明、委員会付託

○議長（野館泰喜君） 日程第11、議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例についてか  
ら日程第23、議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）までの13件を一括  
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について。

岩泉町表彰条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第  
1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教

育長を功労表彰の対象とするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第2号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。復旧・復興事業の完遂及び健康推進に関する行政事務の一体的かつ効率的な遂行を図るとともに、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第3号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由でございます。ここで、大変恐縮、恐れ入ります。ご訂正をお願い申し上げます。提案理由でございます「東日本大震災復興特別区域法第43条」としてございますが、正しくは「特別区域法」、区域の「域」が漏れてございました。ご訂正をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

改めまして、提案理由。東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、同省令に基づく固定資産税の課税免除を行うため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第7号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について。

岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。町営住宅尼額第2団地を廃止することに伴い、この条例を制定しようとするものである。

議案第8号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立大川小学校を岩泉町立岩泉小学校に、岩泉町立釜津田中学校を岩泉町立岩泉中学校にそれぞれ統合することに伴い、この条例を制定しようとするものである。

議案第9号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立大川小学校を岩泉町立岩泉小学校に、岩泉町立釜津田中学校を岩泉町立岩泉中学校にそれぞれ統合することに伴い、この条例を制定しようとするものである。

議案第10号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例について。

岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴い、岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものである。

議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度岩泉町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億94万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,384万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第12号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,793万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,641万1,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）、第1条、令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）、第2条、令和3年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。（4）、主要な建設改良事業、水道施設改良事業、既決定予定額5億4,453万2,000円、補正予定額マイナス3億1,612万1,000円、計2億2,841万1,000円。

（収益的収入及び支出）、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款、水道事業収益、既決定予定額3億9,920万9,000円、補正予定額929万8,000円、計4億850万7,000円。支出、第1款、水道事業費用4億8,386万円、1,992万4,000円、5億378万4,000円。

（資本的収入及び支出）、第4条、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,452万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額460万1,000円、引継金5,992万1,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。次のページをお願いいたします。款のみ申し上げます。収入、第1款、資本的収入、既決定予定額6億6,029万9,000円、補正予定額マイナス3億1,545万6,000円、計3億4,484万3,000円。支出、第1款、資本的支出7億2,548万6,000円、マイナス3億1,612万1,000円、4億936万5,000円。

（企業債）、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、既決定予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。上水道事業、5,760万円、マイナス3,690万円、2,070万円。過疎対策事業、5,720万円、マイナス3,690万円、2,030万円。

（他会計からの補助金）、第6条、予算第9条「5,888万3,000円」を「6,094万9,000円」に改める。

令和3年12月2日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第13号までの13件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第13号までの13件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、コロナ感染予防対策の換気をするために10時55分まで休憩します。暫時休憩します。

休憩（午前10時44分）

---

再開（午前10時55分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

---

◎一般質問

○議長（野館泰喜君） これから日程第24、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番、坂本昇さん、どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。新型コロナウイルス感染症も一時的とはいえ落ち着きを見せてまいりました。これもひとえに中居町長はじめ職員や関係者、そして町民の皆様の徹底した感染拡大防止対策は功を奏したものであると思われまふ。今後も気を緩めることなく感染防止に努めていくことを願いながら、次の点について質問いたします。

子供たちや家族、町民の憩い、交流の場であるミニ公園などの整備についてであります。町では、子育て支援策として福祉、教育、協働のまちづくりなど多方面にわたる数々の施策を講じており、町民からも高い評価を受けているところであります。

一方、お子さんをお持ちの保護者の皆さんからは、気軽に集まれるところ、子供を安心して遊ばせるところが少ないなどの声も聞かれております。

そこで、私も岩泉地区について調査してみましたが、大小合わせ20か所を超える公園的施設が見受けられました。そのうちの半数近くが町営住宅の建設の際整備されたものであります。

1つ目の質問は、これら既に設置されてある公園の整備であります。遊具の増設は必要とは感じませんでしたが、床面、つまり地面の整備が必要です。多数見受けられる先のとがった危険な石ころの除去や、砂利でもない細か過ぎない適正な大きさの砂の敷き詰め、放置されている枯れ葉の除去などです。また、遊び場に止めてある放置車両や併設してあるごみステーションの移動など、あまり予算をかけなくて、日頃の管理で身近な公園になると思われませんが、そういう整備をするお考えがあるかどうかお伺いします。

2つ目の質問は、やや広めの町有地で少し手をかければ公園になり得る場所の整備であります。これも岩泉地区の場合としたものでありますが、向町の東北電力の元グラウンドは、現在1棟の仮設住宅が建っておりますが、残された半分の敷地でも整備すれば十分な公園になり得ると思われれます。龍ちゃんドームでの大会時には、駐車場として併用するなどの配慮が必要かと思えますが、いかがでしょうか。

また、清水川沿いの現在駐車場として使われている岩泉公民館跡地やB&G海洋センターの東側の空き地も候補地の一つであります。これらの候補地を公園として利活用するよう検討すべきと思いますが、お考えを伺います。

3つ目の質問は、岩泉球場の子供たちへの芝生開放であります。野球専用の球場として整備されているわけですが、野球大会や練習日と重ならない日、管理者が許可できる規制制限の中で、有効活用ができる手だてはないかと考えるものであります。

私としては、町全体の財産として、厳しい使用制限の中、それらを遵守しながら伸び伸びと安心して走り回れたら、たとえ週に2回、また半日程度でも憩いの場になるのではないかと考えますが、お考えを伺います。

最後に、これらの公園候補地や早坂高原のセラピーロード、保健師、栄養士が中心になって作成したウォーキングコース、小本の御殿崎公園や岩泉30景など、町に関係する施設などの総合的な周知、案内を行えば、子育て中の保護者の皆さんに「見える」形での「岩泉にある憩いの場・ミニ公園」としてご案内ができ、要望に応えることができると思いますが、その考えについてお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕



○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、町営住宅の公園の整備についてであります。現在、町営住宅7団地に遊具を備えた公園を設置しております。

この公園の管理につきましては、全団地とも入居者の皆様をお願いをし、入居者の中から住宅管理人を選任をし、不具合が生じた場合は町に連絡をいただくことで対応をしているところであります。

ご質問の公園内の路面補修や枯れ葉の除去などにつきましては、これまでも職員による定期的な見回りなどを行い、その都度対応してきたところではあります。より利用しやすい公園環境の確保に向け、引き続き入居者や利用者の協力も得ながら、必要な対策を講じてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げたいと、このように思います。

次に、町有地を活用した公園の整備についてであります。町といたしましても公園整備の必要性につきましては認識をしているところであります。

東北電力岩泉発電所脇のいずみ公園グラウンドやB&G海洋センター東側のレクリエーション広場も有力な候補地の一つであると考えております。

現在、レクリエーション広場の一部は、工事の資材置場として貸付けをしておりますが、立地や日照条件、さらには利便性などを勘案した場合、この場所が適地の一つであると考えておりますので、今後ミニ公園・憩いの場の整備に向けた調査、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、岩泉球場の芝生の開放についてであります。議員ご案内のとおり、岩泉球場は野球専用の施設として、町内外の方々から各種大会の開催や練習などに利用していただいているところであります。

球場の利用状況を見ますと、野球の大会などは、おおむね土日や祝祭日に限られているほか、練習につきましても平日の日中はほとんど利用されていない状況にもあるところであります。

芝生の養生のために一定の使用制限は必要と考えておりますが、管理に影響がない範囲でご利用いただくことは可能であると、このように認識しておりますので、関係者とも協議の上、芝生の開放につきまして検討してまいりたいと、このように考えております。

最後になりますが、町内の憩いの場や公園などの総合的な周知につきましては、議員ご指摘のとおり、子育て世代の皆様にとりましても必要な情報であると考えております。

このため、町民の皆様をはじめ、町外からのお客様にもお越しをいただき、交流人口の拡大や子育て世代の移住、定住にも結びつけられるよう、公園の整備と合わせながら、町のホームページなどを活用し、地図化した案内の作成などに取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 8番、再質問はありますか。8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 公園の必要性については、認識をしているというふうなことのご答弁でございまして、ありがとうございました。

そこで、何点か確認のご質問をさせていただきます。公営住宅につきましては、町の見回りを行っているということですが、具体的に決めながら、管理者とか、それから町の職員がこういうところを見て回って、そして課長宛てに報告するというふうな内規的なものはあるのかどうかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 各町営住宅には住宅管理人をお願いしておるわけですが、この方から定期的に書面での報告ということは求めているわけではございませんが、必要な都度、何らかの不具合等が見られれば連絡いただき、町のほうで対応しておるというふうなことになります。

また、職員による定期見回りににつきましては、2か月に1回程度は定期的な見回りをしながら、住宅管理人とも情報共有を進めているところでございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひそういうふうに見回りをお願いしたいところと、それから質問にも書きましたが、どうもとがった石があるとなると子供さん方の安全性に心配がありますので、小さな管理で済むのであれば、それらは行った都度でもお願いしたいというふうなことでございます。

そして、路面整備というか、地面の関係は、そういうのも兼ねますので、何とかテニスコートの床面という、あんな立派なものでもなくてもいいと思うのですが、ある程度の、ただブランコからちょっと転んだぐらいではけがをしないというふうな程度の整備が必要なのではないかなと思います。その件についてはいかがなものでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 町営住宅内の公園の路面整備についてでございますけれども、経年に伴いまして一定のやはり凸凹といいますか、土が削れている部分というのは、これは補充は必要かなというふうに感じておりますので、通常の維持工事の中でやはり町が対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひそのように安全性も含めた形で床面修理をお願いしたいと思っておりました。

それから、遊具が、ブランコとかシーソーとか整備していただいております。そして、カラフルだし、子供たちも遊びやすいなどは思っているのですが、これもちょっと間違えると、安全点検を見逃すと危険なわけですが、これについての管理についてはどのようなお考えをしているかお願いします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 遊具の安全管理ということですが、遊具につきましては全国的な事故が発生したという過去の経過がございます、国のほうから都市公園における遊具の安全確保に関する指針という通達が出ております。この中では、1年に1回は専門業者による点検が望ましいということから、町では年1回、この指針に基づきまして対応しております。まず、内容としましては、構造部分のやはり腐食等の確認、そして分解による部品等の確認ということで、そういう内容を調査しまして、専門業者から報告を受けておまして、特に異常がないということで現在このような形で今遊具を活用してもらっているというふうな状況でございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 次に、B&G海洋センターの隣のレクリエーション広場の件でお伺いします。調査検討を進めていくということですが、具体的にはいつ頃から町民が使えるようなことで進めていけるかというふうなものの概要はいかがでしょうか。1年先とか2年先にはなるかと思うのですが、お願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

現在、答弁にもありましたとおり、工事の資材置場ということになっております。ここの使用

に関しましては、年内ということなのですが、業者さんからは3月ぐらいまでは使いたいというふうなお話もありまして、そうなりますと来年度は特に資材等は許可する必要はないのかなとは思っております。ですので、その状況を見極めまして、答弁にありましており調査もし、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひお願いします。工事中資材を取れば、床面は結構いい土を入れてもらっております。ただ、水を吸うような性質の土だと思っていたので、せめて半分でも簡易な芝というふうなものでもないと遊びやすいかなと思っていますので、検討に加えていただければと思っています。

それから、同じく町内に、これは政策のほうになると思いますが、向町辺りにも県有地の放棄地がありますが、こういうふうなものもちょっとした緑地には使えるところがあると思うのですが、そういうふうなものの検討はしたことがあるかどうか、いかがですか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 向町地区にも町有地としては公民館跡地等がございますが、奥のほうに県有地で前に建物があつたところが今は使われなくなっている土地等もございます。あの辺の向町の土地につきましても、宅地分譲ができないとか様々な検討はこれまでもしております、公園についても私も必要だと思っておりますので、公民館跡地でありますとか、今ある既存の町有地をまずは利用しながら、そういったところからやるべきではないかなというふうには考えておりました。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） それから、交通安全上からでもございますが、各道の駅の手前に、そろそろ休憩しませんかということで警察のほうとの、安全協会との関係で、電柱にそういうものを掲示しております。そうすると、道の駅でせつかく休んでいただいたりしながらも、ちょっとした子供たちなり、トイレ休憩だけではなく、少し骨を休めるというか、運転の憩いの場というふうなものも必要かと思うのですが、これについても政策になるのか、検討の、道の駅の周辺を活用しながら利用して、そういう施設を設置する考えはいかなものかということですが、いかがでしょう。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをいたします。

まず、道の駅につきましては、町内2つございますけれども、2つとも指定管理ということでお願いをしております。指定管理者、岩泉ホールディングスのほうとは、打合せのほうを随時行っておりまして、今ご指摘をいただいた件について、確かに休憩のために車を止める、お休みいただくというのもそのとおりで、そのほかに子供さんたちがいれば、どうしても遊びたくなったり、さらに親子で楽しめるようなスペースがあればいいのかなというふうに考えております。そういう視点も含めて、利用される方が気持ちよく使っていただけるようなことで、管理者のほうと協議しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） その関連として、3つ目の質問に、岩泉球場の芝生の開放ということでございます。ご答弁いただいたように、大会とか練習の度合いも、開放に差し支えがないくらいの部分もあるということなものですから、私としてもさっき言った道の駅とも関連しますが、ほかから来た人も道の駅でちょっと買物したりしながら、そちら側に大きな芝生の緑地で少し足を伸ばせたり軽い運動ができると、こうなれば町としての効果も上がるのではないかなと思ったりしていますので、子供のためのミニ公園であり、そういうのも1つ、それからおいでいただいた人方、観光客の方々への交流の場としても1つではないかなと思っていますが、そういった意味での開放の時期というか、これについては来春早々でも試験的に始められる可能性があるかどうか伺います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

答弁のほうでもお答えしているとおり、現在指定管理ということで管理もしております。また、大会に影響のない範囲でということでございますので、まずは関係者の方々と協議をして進めてまいりたいなと思っております。いずれ関係者との協議が調えば、開放していくのは可能だなというふうに思っておりましたので、そのように進めてまいりたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 最後の項目でございましたが、町民への周知ということで、町がそういうふうに施策を展開していく上で、公園もあります、それから遊べる場所もありますというふうに

なるのですが、異動してきた方も含め、若いお母さん方たちがベビーカーを進めながら、どこに行ったらいいかなというふうに案内が若干分かりづらいというふうなのがあるかと思うのですが、図化した案内の作成となっております、答弁では。ホームページといっても、ちょっと見慣れた人と、それからなかなか手が届かない人もいると思うのですが、この図化した形を、例えばそういう関係者もしくは広報なんかでの会場一覧図、公園一覧図のようなものを、図化した形での紹介というふうなものは考えられないか、いかがでしょう。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員がおっしゃったように、やはり子育て等の観点から、私も見ていけば、ベビーカーを押しながらお母さんたちが集まって公園でお話をしたり、安心して子供たちは遊んでいると、そういうふうな状況が今ちょっとできないような状況で、公園がB&Gの横であったり、あと龍ちゃんドームの横であったり、そういったところにもいろいろあれば皆さん寄れるし、あと岩泉以外の各地区でもそういったところの憩いの場、子供を遊ばせる場所、こういったものが必要だと思っております。そういったものを整備をしながら、あと今ある既存の散策できるような場所も含め、そういったものを見える形で作り上げたいと。作った際には、やはりホームページといいますが、お年寄りの方は見られない方も多いかと思いますので、やはりそれは皆さんのお手元に届くような形で、これはちょっと工夫しながら、今後作り上げる段階で様々こういった周知がいいか考えてまいりたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。そのような既存の施設、それからこれからの施設も含めて、いずれ子育てしやすい環境というか、そういうふうな形での取り進めをしていただくことで、安心して住める岩泉というのがより高まるかと思っておりますので、その点については今後とも配慮して、岩泉町のアピールのためにも頑張っていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） これで8番、坂本昇さんの一般質問を終わります。

11番、合砂丈司さん、どうぞ。

[11番 合砂丈司君登壇]

○11番（合砂丈司君） 11番、合砂丈司でございます。次の点について質問いたします。

高齢者社会における交通の足確保対策についてお伺いします。

町では、10月1日から10月14日まで、安家地区限定による「安家お試しタクシー」を実施しましたが、その結果はどのような評価をしているのかお伺いします。

広報いわいずみ11月1日号に掲載された利用者アンケート結果によりますと、「待ち時間がなくて済む」、「バスより早く目的地に到着できた」ということでしたが、「運行について知らなかった」、「地区外の岩泉や久慈に行くとき、最終目的地まで利用できるようにしてほしい」という声も聞いています。

14日間という日数では、成果は限られています、いかがだったでしょうか。次の実証実験をすることにより、住民にも浸透してくると思いますが、その考えはないのかお伺いします。

また、この実証実験を基に、年々進む高齢化社会、人口減少に伴う一人世帯、運転免許証返納に伴う交通弱者、障害者や介護を要する人たちに寄り添った考えに立ち、乗車前の戸締まり、火の元確認など、見守りサービスを兼ねた運行が必要と考えますが、中居町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。どうぞ。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 11番、合砂丈司議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、高齢化社会における交通の足確保対策についてであります、デマンド交通の実証実験として実施をいたしました「安家町民タクシーお試し運行」は、2週間の期間中に延べ14人の利用がありました。

利用者へのアンケートでは、「また利用したい」、「バスよりも早く目的地に着いた」などの回答をいただいておりますことから、デマンド交通の導入に向けて一定の評価をいただいたものと、このように考えております。

特にも、足が悪いため、ふだんはバスへの乗降がつかなくて利用できなかった方から、デマンド交通は利用できたと、このような声もありましたことから、高齢化社会への対応という観点におきましても手応えを感じているところであります。

一方で、実証実験の結果、見えてきた課題もありましたことから、よりよい仕組みの構築に向けて、実施時期や運行期間などにつきまして引き続き検討を行い、再度実証実験を実施をしたいと、このように考えております。

なお、交通事業者による見守りサービスなどにつきましては、様々な制約もございますので、

運行事業者とも相談をしながら、町民の皆様がより安心をして利用できる方策につきまして、引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 11番、再質問はありませんか。11番、合砂丈司さん、どうぞ。

○11番（合砂丈司君） ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

11月1月発行の岩泉広報紙に利用者の声が上がっておりました。まさにそのとおりかと思いません。今回の安家地区お試し運行は、お知らせする時間もあまりなく、地区の方々に十分な時間をかけた説明を行う必要があったのではないかと考えます。そのことについて、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回のお試し運行ということで、デマンドタクシーを安家地区で実証実験という形でやらせていただきました。これにつきましては、時期であったり、それから期間であったり、様々あと皆さんへの周知という部分で、今議員ご指摘のようなことがあったかもしれません。我々のほうでも、ない時間ではありましたが、できるだけ皆さんに周知しようと考えまして、支所と一体になって取り組んだつもりではございますが、やはりそれでも皆さんが今回の2週間に乗りたい、乗るとか、そういった理解の下というのは、なかなか全ての方に浸透したとはちょっと言えなかったかなという反省点もございます。

○議長（野館泰喜君） 11番、合砂丈司さん。

○11番（合砂丈司君） そこで、今回のお試しタクシーで、私も利用させていただきました。約1時間待ってもらってのお帰りでしたが、どうしても感覚は普通のタクシーという感覚しか頭にないので、待たせていいのかなと思ったり、料金が相当かかるのではないかなという、そういう思いもありました。アンケートにも書きましたが、大変助かるなど後で思いました。

今回のアンケートを取ったわけですが、乗車した人はもちろんアンケートを書いてもらったと思いますが、今度は周りから見の人たち、地域住民の声もアンケート調査すべきではなかったかなと、そんな思いであります。特にも高齢者ではアンケートを思うように書けない人もいたり、あると思うので、そういう人たちの声をもっと聞く必要があったのではないかと思います、その点についてのこれからの点をお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。



○政策推進課長（佐々木 真君） 今回の実証実験につきましては、乗っていただいた方々からはアンケートをいただいて、その件については分析をしております、利用してよかったというご返事が大半でございました。

あと、それ以外の方のアンケートという部分でございますが、実証実験期間中には同時にできなかったのですが、事前に、7月29日から8月18日まで、夏の期間に安家地区の方、回答者54人いただいておりますが、こういったアンケート調査は実施させていただいております。その中で、こういったデマンドの予約制のバス、こういったものはどうかというようなこともアンケートの中では、やはり便利だ、利用したいというようなご意見がございました。こういったアンケートは、ちょっと取りながら進めたという経過でございます。

○議長（野館泰喜君） 11番、合砂丈司さん。

○11番（合砂丈司君） そこで、公共交通を補う輸送サービスは、市町村や振興協議会といった団体でもできると伺っております。運行については、地区外ですと路線延長の認可が必要になるかと思えますし、きめ細かな対応が必要なため、運行事業者でなく地元の運転手による戸締まりとか火の元確認など、新たな高齢者に沿った交通の足対策が必要ではないかと考えますが、その点についてはどのようにお考えになるのかお聞きします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） バス運行につきましては、今回安家地区では、岩泉町の中でも安家地区は高齢化が進んでおりまして、65歳以上の年齢で61%というような、岩泉町の中で一番進んでいるところでございます。その中でこういった運行形態がいいのか、高齢化している地区の、今回安家でいろいろ執り行っているものが他地区にもモデル的になればいいなという思いで様々やっております。

その中で議員ご指摘の部分でございますが、安家地区に小川タクシーさんが入っております、運行事業者さんが運行していただいている地区でございます。これについては継続して、その小川タクシーさんのほうでできる部分、それから介護的な部分の見守りの部分では、我々のほうでは外出支援サービス事業ということで、社会福祉協議会さんのほうでバスに乗れない方については病院までの送り迎えはするというような制度もございます。あとコミュニティーの部分では、大川地区ではそういった振興協議会で取り扱っている部分もございますけれども、まずは安家地区においては運行事業者さんの中で皆さんが利用しやすいような形につくり替えられないかという

ことが1つと、あとは小さい単位で、コミュニティーの中でタクシー運行できるような制度、こういうものもありますので、これを今後いろいろ皆さんの声を聞きながら工夫してまいりたいというふうに考えておりました。

○議長（野館泰喜君） 11番、合砂丈司さん。

○11番（合砂丈司君） これからいろんな形でお試しを実施するというのですが、いずれにせよ、これからどんどん高齢化が進んでいくと思いますので、高齢者の人たちが利用してよかったと安心できるような思いで交通対策を考えていただきたいと思ひまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（野館泰喜君） これで11番、合砂丈司さんの一般質問を終わります。

7番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 7番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

まず、町長を先頭に新型コロナウイルス対策に献身的に取り組まれていることに敬意を表しますとともに、現場で力を尽くしている医療・介護・商工会関係者などの皆さんに心から感謝申し上げます。

初めに、給食費の無料化について質問します。

平成28年第1回定例会、平成30年第2回定例会では、給食費無料化、一步踏み込んだ助成を求めました。今回は、3度目の質問になります。あれから3年6か月になります。この間、普代村では、コロナ禍の中、こども園、小中学校の給食費無料化を実施しています。九戸村では、令和2年度から、村長選挙の公約に基づき、5つの小学校と九戸中学校、伊保内高校に通学する児童生徒を対象に学校給食費を無料化しています。さらに、田野畑村では、8月の村長選挙で当選した佐々木村長が、9月定例会で公約の一つである給食費無料化について、厳しい財政状況にあるが、実現のために取り組んでいくと述べています。また、一戸町では、11月の町長選で当選した小野寺町長が公約の一つとして給食費の無料化を掲げています。これから取り組んでいくものと思います。

私は、本町でも、厳しい財政状況にあるものの、給食費無料化に向けて取り組んでいくべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

さらに、来年1月の町長選挙で、子育て支援、移住定住促進策の一つとして給食費無料化を公

約に追加してほしいと考えますが、中居町長の所見を伺います。

次に、補聴器購入の助成について質問します。

令和2年第1回定例会に続き2度目の質問になります。高齢者の補聴器の助成を求めました。あれから1年9か月になります。岩手県議会9月定例会では、加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援制度創設を求める請願を採択し、意見書を関係機関へ送付しています。本町での早期の実現を改めて求めます。

また、難聴が認知症の最大危険因子となっているとの国際的な研究成果も発表されています。日本老年医学会のサイトにおいて、日本ではWHO（世界保健機関）基準の26デシベル以上を難聴とした場合、65歳から69歳で3から4割、70代で4から7割、80代以上では8割の人が難聴であるという数字があります。社会的な孤立などの解決や認知症の予防のためにも、補聴器の利用が一番簡単な方法だと考えます。補聴器購入助成についての町長の所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、補聴器の購入助成についてであります。これまでの助成は、障害者支援制度の中で実施をしており、障害者手帳をお持ちの方が支援の対象になっているところであります。

一般の高齢者の方で耳が聞こえにくくなった方々に対する国や県の支援は制度化されていないことから、議員ご案内の意見書にもつながっていると、このようにも考えております。

令和2年7月に介護保険計画の策定に向けて実施いたしましたニーズ調査においては、外出を控えている理由として、難聴を挙げる方もいる一方、視力の衰えなどを理由に挙げる方もおり、必要な支援は多岐にわたるものと、このように捉えているところであります。

このような状況を踏まえ、補聴器に限らず、高齢者の皆さんが在宅で自立した日常生活を継続するために必要な品目への助成につきましては、引き続き国や県の動向を注視をしまいたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

なお、給食費の無料化のご質問につきましては、教育長から答弁をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 三上教育長、答弁。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 給食費の無料化についてご答弁申し上げます。

給食費の無料化についてであります。町では、町の将来を担う児童生徒の健全な発達を図ることを目的に、小中学校に加え、令和2年4月から岩泉高校にも学校給食を実施をしているところであります。

学校給食の実施に係る運営費は、学校給食法及び同法施行令等に基づきまして、調理従事者の人件費や光熱水費、施設の維持管理費、配送委託料などの経費は公費負担としておりますが、食材費につきましては、1食当たり小学校で260円、中学校で290円、高等学校では牛乳除きで260円をそれぞれ学校給食費として保護者の皆様からご負担をいただいているところであります。

一方、経済的な理由から学校給食費の負担が難しい家庭に対しましては、就学援助制度により、保護者の負担が生じないように支援をしているところであります。

今後におきましても、学校給食の目的であります児童生徒の健全な心身の育成のために、またさらには安全で安心な学校給食を安定的に継続していくためにも、食材費相当額であります学校給食費につきましては、学校給食法の趣旨を踏まえつつ、これまで同様に保護者の皆様からご負担をいただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 7番、再質問はありませんか。7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 学校給食の無料化について、まず懸命に頑張っているわけですが、現在の時点で前に進めるという答弁はありませんでした。ということは、学校給食をやるということが子育て支援の優先順位として、まだ上位のほうには入っていないというふうに捉えますが、この私の捉え方についてはどういうふうに反論しますか。

○議長（野館泰喜君） 質問の趣旨が伝わっておりませんので、再度お願いいたします。

7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 前回私が質問してから3年6か月になります。この間に岩泉高校の給食の無料化などを実施してきましたが、そのほかにどのような施策がやられてきたのか。3年6か月……。

○議長（野館泰喜君） 7番議員に申し上げます。高校の無償化は実施しておりません。

7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 間違いました。学校給食の間違いでした。学校給食を実施しております。

この間に実施してきた施策の中で、子育て支援として、この3年6か月の間に取り組んでやってきたものにはどういうふうなものがあるでしょう。

○議長（野館泰喜君） ただいまの質問の趣旨は、学校給食の無償化が子育て支援に与える影響の優先順位についてはどのようにお考えかということであります。

暫時休憩します。

休憩（午前11時47分）

---

再開（午前11時49分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、林崎竟次郎さんの質問に対しての答弁を行います。

佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今の議員のご質問でございますが、子育て支援策として給食費の無料化というのは優先順位としてはどうかというようなご質問だったかと思えます。町のほうといたしましては、子育て支援策、これはもう力を入れるべき施策ということで、これまでも子育てには十分配慮しながら様々な施策を打ってきております。その中で、給食費につきましても、これをその中の一つとして皆さんからご負担はいただく分はいただく、ただ高校のほうも給食を望む声が大きかったので、それらを施策として取り組んできております。ですので、これが優先順位がどうかと言われることになると、それは全てが優先順位としては子育ての中では町としては必要なものであるということでございます。ただ、その中で給食費の無償化が、では今すぐこれができるのかという話になれば、これは様々な子育ての施策の中で順位づけをしながら進めていると。これは、町のほうの考えとしましては、何も子育ての施策をないがしろにしてやっているというものではなくて、全てについて力を入れているという解釈をお願いしたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） ありがとうございます。まず、給食費無料化ということは、私の目標でもありますので、これからも取り組んでいきます。よろしくをお願いします。

次に、補聴器の問題について入りますが、1つは、私が重視しているのは、認知症の予防ということについてであります。この認知症の危険因子の最大のものが難聴だという、そういうふうな報告がなされております。担当課のほうでは、この点についてはどういうふうに考えますか。認知症の大きな原因が難聴であるということについてです。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

確かに認知症の危険因子にはなり得るものというふうには考えております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） それで、質問でも述べましたが、県議会9月定例会で意見書が採択されました。これから始まっていくわけですが、岩泉町としてはどういうふうな形でこれを進めていくのか、その点については全く白紙なのか、それともどういうふうに進めていくのか、その点について伺います。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

高齢者に必要な品目といたしますか、物品関係というのは、補聴器に限らず多岐にわたっているものと考えております。町といたしましては、こういった問題は国レベルでも考えるべき問題というような部分もございますので、国や県の動向を注視してまいりたいというふうには考えております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 高齢者にとって一番心配なことは、様々ありますが、何といたっても大きいのは認知症です。この認知症を促進するというようなことについては、やっぱり特段の構えと取組が必要だと考えます。この点について、担当課としてももっと積極的な形で取り組んでほしいと考えます。その担当課の決意を伺いまして、終わりいたします。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 高齢者にとって認知症予防というのは大変大きな問題であります。町としても、そのように捉えておりまして、これまでも百歳体操であるとか、健幸アップポイント事業であるとか、様々な事業を展開してまいりました。今後とも強い意思を持って進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） これで7番、林崎竟次郎さんの質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前11時56分)

令和 3 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 2 号 )



招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 1 月 1 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 1 2 月 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 3 年 1 2 月 3 日 午 前 1 1 時 2 6 分				
出席 及び 欠 席 議 員  出席 1 4 人 欠 席 0 人  (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	八 重 樫 龍 介	○	1 3	菊 地 弘 巳	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	9 番	早 川 ケン子	1 1 番	合 砂 丈 司
	1 2 番	三田地 泰 正		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和 3 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 1 2 月 3 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告



---

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎一般質問

○議長（野館泰喜君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、畠山和英さん、どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 4番、畠山和英です。令和3年第4回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の一端について一般質問を行います。

早速質問に入ります。初めに、商工業振興施策の推進について伺います。本町の商工業を取り巻く状況は、近年、大震災、台風と続く自然大災害の復興途上のところに、新型コロナウイルスの災禍に見舞われています。コロナ禍に加えて、被災前から続く人口減少、少子高齢化、過疎、地域購買力の縮小の問題やグローバル経済の進展、Society5.0の社会変革への対応などの大きな潮流、厳しい経営環境下にしっかり対応し、振興策を図っていくことが求められます。

このような状況を踏まえ、過日、本議会産業常任委員会では、商工業者の代表、岩泉商工会役員との意見交換会を行いました。その中では、町内の商工業者は、昨年春からのコロナ禍の影響をもろに受け、飲食、宿泊業をはじめ製造、卸、小売、運輸、サービス業など、あらゆる業種に影響が及び、特に飲食、宿泊業は、厳しい状況にあること。コロナ禍の経済対策として、国、県、町からの各種支援策が講じられ、これらを活用し、これまでは事業者の廃業は出ていないこと。現在は、感染者が急速に減少し、コロナが終息に向かって日常生活、経済活動が徐々に戻る

ことが期待されるが、いましばらくは経営支援策が必要であること。ポストコロナに向けた販売戦略の見直しに取り組んでいる事業者、取り組もうとしている事業者にウィズコロナ、アフターコロナに向けた経営指導支援策、地域活性化をつなげていくことがこれから重要になってくることなどの意見がありました。

町では、このように厳しい経営環境にある商工業者の振興を図るため、中小企業・小規模企業振興条例を制定し、それに基づく中小企業・小規模企業振興計画を本年3月に策定しています。本計画の趣旨では、本町の経済を支え、雇用の創出確保に貢献している中小・小規模事業者の事業の持続的発展と地域活性化を図り、町民生活の向上に寄与するとしています。

現在町ご当局では、新年度の予算編成作業を進めていることと思いますが、本計画の施策推進は、実質的には計画2年度目に当たる新年度からとなります。計画で掲げる小規模事業者等の成長発展、地域経済の活性化につながる施策の実効性が確保されなければなりません。

計画の施策の展開に掲げている事業を一部取り上げますと、1つは、買物弱者に対する移動販売継続に係る支援。2つ目は、事業継承及び創業支援に係る情報提供の強化、新規創業及び第二創業に係る費用補助、空き店舗利活用補助金の上限30万円の増額。3つ目は、メディア等を活用した販路拡大支援。4つ目は、町内観光資源の周遊化の事業推進。5つ目は、インターネット等を活用したオンラインショップ等の構築支援などは、すぐにも実施すべき施策であります。具体的にこれら事業をどう展開しようしているのか、町長のご所見をお伺いします。

一方、岩泉商工会では、経済産業省の経営発達支援計画を策定し、地域の総合経済団体として小規模事業者に対する伴走型支援による持続的な発展と地域経済の活性化に取り組んでいます。町の中小企業・小規模企業振興計画と同じ計画期間で整合性を取ったものとなっています。

その施策の一つに、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた地域活性化への取組として、新たな岩泉ブランドの創出と発展を図ることとしています。これまでの岩泉まつたけ、いわずみ炭鉱ホルモン鍋に続くものとして、新たに広葉樹の建築・家具材、木工クラフト、菓子等食品加工品の製造、販売促進など、地域特産物等による地域振興事業を拡充するとしています。

マツタケ発生地の整備と採り手の育成、いわずみ炭鉱ホルモン鍋の製造販売店や飲食店などが行う普及宣伝活動のほか、今述べました広葉樹の建築・家具材、木工クラフト、菓子等の食品加工品の販売促進を図るため、新たにいわて食の大商談会など、各種食品を対象とした催事、販売会への参加、ウッドコレクションなど、木材展示商談会などへの出店などを行うこととしてい

ます。

町としても、商工会と連携し、これらの事業を支援し、後押しを行い、小規模事業者の継続的な発展と地域経済の活性化に向けた展開を図るべきと考えます。町長のご所見をお伺いします。

次に、政府では、去る11月19日、国と自治体の財政支出55.7兆円に及ぶコロナ禍を受けた経済対策が閣議決定されました。町の10月補正予算では、コロナ経済対策として、今厳しい経営環境にある飲食、宿泊事業者への支援策の町内飲食店消費拡大事業、特産品の販売促進のための経済循環促進事業などを講じ、実施されています。さらに、今議会には、この継続支援の補正予算が計上されています。

町内商工事業者の存続、町内経済の活性化のため、いましばらくの間は、これら経済対策への継続実施を望む声が出ています。国、県の経済対策の適時適切な対応を図るとともに、国、県の対策の足らざる部分があれば、これを補うため、速やかに町の経済対策を講ずるべきであります。今後町の経済対策にどのように取り組むお考えかご見解をお伺いします。

次に、岩泉観光センターのリノベーションについて伺います。岩泉観光センターは、昭和47年国鉄岩泉線の開通に合わせて町有駅として建設されました。岩泉線が廃止されてから、昨年は施設の一部を活用し、写真、駅名板、切符を展示するなど、ちょっとした駅のミニ資料館となりました。備付けの岩泉駅ノートには、駅舎が残っていて大変感謝です。キハ52の撮影以来訪れました。キハの列車を展示してほしい。駅舎は文化遺産でもある、大切に残しましょうなどなど、訪れる人々の感謝とともに存続を望む声が上がっております。

鉄道ファン、観光客のみならず町民から親しまれている本施設は、昭和と岩泉駅の名残が感じられ、歴史的建造物として外観を保ちながら、所要の修復を講じるリノベーションを施し、施設の延命を図り、後世に残しておきたい宝の一つであります。また、鉄道敷に埋まっている土砂を撤去し、線路が見えるようにして、ディーゼルカーを展示するなど、岩泉駅ミニパーク的な活用ができないものかと思料します。町長のご所見をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、中小企業・小規模企業振興計画の中で、施策の展開に掲げております事業の推進であ

りますが、まず1つ目の買物弱者等に対する移動販売の継続に係る支援につきましては、他の自治体や事業者からのヒアリングの結果などを踏まえながら、移動販売事業者の動向なども分析した上で、本町の特性に合った対策について検討をしてみたいと、このように考えております。

2つ目の事業継承及び創業支援に係る情報提供の評価につきましては、年度内に町の公式ウェブサイトにも町内企業の情報を掲載をする準備を進めているところであります。

また、新規創業及び第二創業に係る費用の補助と空き店舗等利活用補助金の上限額30万円の増額につきましては、新たな起業奨励金制度の創設について、現在協議、検討を行っているところであります。

3つ目のメディア等を活用した販路拡大の支援につきましては、専門知識を有する地域おこし協力隊員と連携をしながら、各種SNS等での情報発信に向けて現在検討を進めているところであります。

4つ目の町内観光資源の周遊化の事業の推進につきましては、うれいら通り商店街の皆様との意見交換の中で、商店街の魅力アップによる誘客を推進することとしており、年度内には民間と連携をした周遊マップを作成をし、道の駅などの観光施設に備え付けたいと考えております。

5つ目のインターネットなどを活用したオンラインショップ等の構築の支援についてであります。地域おこし協力隊員と連携をしたシステムの構築と併せ、現在実施中の経済循環促進事業の効果も検証をしながら、販路の拡大につながるよう検討をしてみたいと、このように考えております。

次に、岩泉商工会が策定をいたしました経営発達支援計画、地域活性化事業の支援についてありますが、本計画に掲げられた目標の達成に向け、町といたしましても、小規模事業者の皆様を支援しながら町内中小企業の事業の継承と新規創業支援を担う岩泉商工会様と今まで以上に連携をしながら支援の検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、コロナ禍の経済対策についてありますが、町といたしましては、これまでも国及び県の経済対策と連動をし、各種支援制度を構築しながら、町内中小事業者の皆様を支援をしてまいりました。今後におきましても、国の補正予算に伴い、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開などに対応する財政措置が見込まれますことから、国や県の支援策を注視するとともに、県内外の情報収集なども行いながら、厳しい状況下に置かれております町内中小事業者に対する適時適



切な支援策を実施をしまいたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げますと、このように思います。

次に、岩泉観光センターのリノベーションについてであります。本施設は駅機能を中心に整備をされ、建築から約半世紀が経過をしようとしております。近年は、施設の老朽化が著しく、修繕を行いながら施設を維持している現状にあります。平成26年度の耐震診断の結果を受けまして、平成28年度には、耐震補強のほか、上下水道の整備、さらには切符売場の保存などを盛り込んだ大規模改修の実施設計を予定しておりましたが、同年の台風第10号災害によって、白紙となって現在に至っているところであります。

台風第10号災害から5年が経過したことで、状況も大きく変化をしておりますが、廃線になった岩泉線及び駅舎につきましては、町の最盛期の昭和時代を語る上で欠かすことはできないものであり、町といたしましても、後世に残していくべきものと、このように認識をしているところであります。

今後関係機関や町民の皆様のご意見もお伺いしながら、鉄道ファンも巻き込んだ事業の展開の可能性や観光面での活用も含めた事業の展開について、改めて検討をしまいたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） 4番、再質問はありますか。4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 何点か再質問を行います。検討、検討というご答弁が続きましたので、順次確認をさせていただきます。

まず、最初の中小企業・小規模企業振興計画の事業推進についてのところですが、これについては、町議会の令和4年度の予算要望にも一つの項目として上げております、その実効性の確保ということで上げております。そして、今回は、私ちょっと具体的に過ぎた感がありますけれども、個々の事業について質問で取り上げました。

まず1つ目、買物弱者に対する移動販売継続に対する支援について、これについては、前の議会で、平成30年12月定例会あるいは令和3年3月定例会でも取り上げました。その答弁にあったように、見ますに、進んでいないと申しましようか、そんな感じがしております。今回答弁でも本町の特性に合った対策を検討するとのご答弁ではありますけれども、どのように具体的に進め

るつもりでしょうか、お願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをさせていただきます。

議員からお話がありましたように、本年の第1回の定例会でもご質問をいただきました。その際には、事業者の聞き取り等を行った結果、こういった課題が明らかになりましたという部分と、あとは他市町村の情報収集についての結果等についてお答えをしたところでありますし、事業者の支援策についてこれから検討していくということでの第1回の定例会でのやり取りがあったということになります。

その後の動きでございますけれども、まず町内には7事業者の販売をされている方がいらっしゃいますけれども、そのほかに町外の業者さんも入っているということで、やはり町全体のことを考えた場合には、そういった町外から参入をされている事業者さんの状況についても必要ではないかなということで、そのうち一部にはなりますけれども、この買物支援につきましては、買物をされる町民の方の視点と、あとは事業者の視点というのがあると思うのですが、まずは買物をする町民の皆様の視点ということで、町内にサービスを提供していただいております。生活協同組合というところがあります。こちらのほうの状況について、直接事業所にお邪魔しましてヒアリングを行っております。ちょうどコロナの中もあるということで、生協さんのほうに登録をされている方が、令和2年3月では870世帯あったものが、コロナの影響を受けまして、本年2月時点では920世帯に増えていると。利用者の方が増えているという実態が明らかになっております。これは、多分出かけるのもそうですし、人混みの中を避けるというふうな意味合いもあって、そういった数字の変化が出ているものと分析をしております。こちらにつきましては、件数が増えておりまして、あとは月曜日から金曜日まで岩泉町内に入っております、18のコースをトラック4台で宅配サービスといいますか、そちらを展開しているということが明らかになりました。あとは、生協さんのほうにつきましては、町のほうと、平成29年6月になりますけれども、高齢者見守りへの取組に関する協力協定というものも結んでおりまして、単に買物だけではなく、そういった見守りにも配した事業をしていただいているというふうなことを確認をしたところになります。

あとそのほかになりますけれども、全国の移動販売事業者の支援の形態について調査をいたしまして、幾つかのパターンがあることが分かっております。1つ目が、ちょっとこの区分は、私

のほうで区分をさせていただいたのですけれども、初期投資型ということで設備、車両に対する支援ということで、こちらのほうには国の補助制度もあるようですけれども、そういった取組が行われております。

2つ目といたしましては、その事業の運営に係る補助方ということで、車両の燃料費、消耗品、広告費、これらを支援しているということで、これは岐阜県の例でありますけれども、移動販売事業者事業運営費補助金ということで、車両1台当たり幾らというふうなことで支援をしているのが確認をできております。また、それとは違った給付金ということでの支援が高知県のほうでも行われております。移動販売者支援給付金ということで、1事業者当たり25万円という支給がされております。これが県外の事例でございます、そのほか県内でいいますと、岩手町のほうでは、商工会と連携をした取組が行われておりまして、民間といいますか、町民の方がその事業を行うのですけれども、車は町のほうで整備して商工会に貸付け、それで商工会のほうでは、その事業を営む方を町民の中から選んで運行するというので、最近ですが、本格的な運行になったというふうになっております。

これらを、これまで調べたり、確認したり、結果を踏まえて、まさに今検討しているところでございまして、単に車を与えればいいというものでもありませんし、あとはどういった経営支援が町内の移動事業者の方にとってふさわしいものかというものを最終段階、関係者の意見も聞きながら、ぜひ実現をしていきたいというふうなことでご理解をいただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 小規模事業者の観点で町内の事業者ということでの質問であります。町内の中での、地域の中でお金を回す、経済を回していくという観点からの質問であります。でありますので、今移動販売事業者、そして事業者のことでの質問でした。長々ご答弁ありましたが、その観点でありますと、やはり明日辞めるか、いつまでやれるかというようなことが、今一番、もう町内にも移動販売者もなくなるのかなというのを私は、ちょっと懸念しておりまして、やっぱりこれがなくなれば困る人があります。あまりお金で支援するとかではなくて、まずはお会いして生の声を聞いて、そして歩くコースなんかもちょうと、それ以外のこともあるのではないかと、そんなことも思っておりますので、それについて引き続きお願いしたいなと思います。答弁はいいです。

次に、2つ目の新規創業、第二創業に係る費用補助、空き店舗の上限30万円の補助等の新たな企業奨励金制度の創設と、具体的にここではご答弁していただきました。どのような制度設計を今お考えになっているのか、これについてまずお答えしていただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをいたします。

こちらは今現在新規事業ということで関係課との協議を行っている最中となっております。企業奨励金制度ということの仮の名称でございますけれども、新たに起業する方がいた場合には、その必要な経費について5か年を対象にいたしまして、最高150万円というふうなことで年々額は変わっていくようなイメージをしております、詳細はまだ協議中で決定はしておりませんが、いずれ町内で新たに起業される方について、この新たに起業をされる方の支援というのは、やはり大きな課題になっておりますし、あとは起業されることによって町内に移り住んでいただくというふうなこともつながってくるかと思っておりますので、こちらのほうについては、関係課との協議の中でも、ぜひ実現できるように前向きに捉えて取り組んでいきたいというふうを考えております。

以上になります。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） この空き店舗利活用補助金の上限30万円のこれについては、どんなお考えですか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ただいま議員からお話があった空き店舗の関係ですが、以前からその上限額、今現在30万円ということですが、それを上げてみてはどうかというふうなお話、指摘もいただいております。その部分につきましても、今の既存の制度になるわけですが、新たな起業奨励金の中に取り込んだ形で事業展開ができないかどうか検討しているということになります。よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 起業奨励金制度、これを考えているということですが、単なる補助を出すと、申請があれば出すということではなくて、私は、もしこういうことをやる際には、やっぱりしっかりした計画書を出して、継続してやるような事業なのかというふうなものも、審査

する場所、機関を設けてやる制度に、やっぱり国、経産省あたりは全部そうなのですが、ただ申請があったから補助をやるということではなくて、そういうふうなこともぜひこの中ではご検討していただければと思います。

それでは次に、メディア等を活用したファンの拡大支援事業について、これはどういうイメージを今お考えでしょうか。事業者は誰でも参加できるというか、イメージというか、その事業の概要というか、もしありましたらお願いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、このメディア等を活用した取組でございますが、販路拡大に結びつけるためには、その情報発信というのが当然重要になってくるというふうを考えております。今現在町のほうでもツイッター、インスタグラム、ユーチューブ、ホールディングスのフェイスブック等ございますけれども、そういったものをさらに有効に活用できるように、専門的な知識をお持ちである地域おこし協力隊の方もいらっしゃいますので、その方とも連携をしながら効率的な情報発信、あとは効果の上がる情報発信について取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、島山和英さん。

○4番（島山和英君） それから、5つ目で今ご答弁いただきましたオンラインショップ等の構築支援、これは個々事業者への構築を支援すると、やることについてということでしょうか、お願いします。お答えください。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

インターネットを活用したオンラインショップの関係でございますが、町内の事業者の皆様共通して言えるのでありますが、年齢的に高い世代の方もいらっしゃいますし、あとはそうではない、自ら自分の力で情報発信をされる方もいらっしゃいますが、そういった自ら発信できない方の支援のためも含めまして、これもまた地域おこし協力隊の皆様のノウハウをお借りすることにはなると思うのですが、例えば町のホームページの中に町内のそういったオンラインショップといいますか、そちらに飛んで行けるようなページづくりができないかというふうなことも今検討しているところになりますので、その専門知識を有している方のアドバイスもいただきながら、あとはオンラインショップによる効果が町内の事業者さんに広く及んでいくような取組に

していきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ちょっと戻りますが、町内観光資源の周遊化についてと、これ私が思ったのと違うのですが、商店街の魅力アップによる誘客を推進ということでありますが、私は町内の観光地と申しましょうか、そこらを周遊化することなのかなと思っておりましたが、そうではないのですか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

昨年度になりますけれども、道の駅のほうにジェラート工場ができたということで、多くのお客様から来ていただいたということになります。その際に、待ち時間が2時間、3時間待っているというふうなこともありまして、その方たちを龍泉洞あるいは町内の商店街に来ていただくことはできないかということでホールディングスさんのほうと連携しながら取り組んだ実績がありまして、まさにちょっと言葉は変かもしれませんが、道の駅、龍泉洞、町内の商店街、3つのトライアングルと位置づけまして、そこを巡っていただくような仕組みづくりを商店街の皆さんと協議、検討をしていると。

その第1点目といいますか、取りかかりが定期的な協議を開催しておりまして、商店をご紹介しますようなパンフレットのものが、年度内に第1弾ができることになっておりますので、まずはそういった新たな官民連携の取組でどんな結果が出るか、その検証をしながら前に進んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） それでは、次に移ります。

コロナ禍の経済対策と申しましょうか、経営発達支援計画・地域活性化事業の支援についてもつながるところでありますけれども、今質問で触れましたコロナが終息してきつつあるが、今しばらくは経営支援との意見もある一方で、ウィズコロナ、アフターコロナに備えて新たな経営指導が重要との意見で、この新しい、それに頼らないで、新しくウィズコロナの中でも経営をやっていくという、そっちが今から求められるし、大切だということでの質問をしました。

それで、コロナ後に備えて、やっぱりこれまでのセーフティーネット型の支援と申しましょうか、これ言葉がよくないかもしれませんが、型の支援のみばかりでなくて、要はこれからコロナ

後、あるいはウィズコロナの中での経営支援をどうしていくかだろうと思います。それをやっばり、コロナ経済対策、国の今度補正予算がいっぱい出ましたので、それを使ってもらって、町としては、次の事業者がこの中でどうして経営を持続していくかということなのかなと思います。

それで、よく言われますけれども、商工業の振興と申しましょうか、商工業事業者、これの経営は、あるいは指導するためには、マーケティングとイノベーションとよく言われます。そうした中で、つまり販路開拓、販路促進あるいは経営革新、経営改革が常に必要だということだろうと思います。ということが言われておりますので、ぜひこの方向に町としても商工会でもやっている伴走型の経営支援、指導を、ちょっと町としてももう少し一緒にあって、一体となってやっばり連携して進めるべきではないのかなと私は考えます。

そうした中で、今申し上げましたけれども、今後の小規模事業者の指導、支援を今の観点に立って、どういうふうに今やろうとしておりますか、もしお答えありましたら、お願いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをいたします。

議員から先ほどもお話いただいております非常に大事なお話をされておまして、これからもそういった方向で取り組んでいきたいなと思っておりますが、事業者の皆さんも、まずは今コロナ禍で皆さんが非常に厳しい状況にあります。ここを何とか町と商工会、あと事業者さんが連携をして、乗り切っていくというのが、まず当面の課題かと思っております。その後、コロナ禍、ウィズコロナの視点に立ちまして、継続的な事業の継続に当たっていかなければならないと考えております。

いざれお話があったように、商工会さんにつきましては、地域の総合経済団体ということで、事業者さんに寄り添った支援を通じた町内事業者さんの持続的な発展に取り組んでいくということにされておまして、まさに町のほうでつくっております町の総合計画と、あとは商工会と町のほうでつくります経営発達支援計画の中でも、そういったもの、同じ方向性、同じ方向を向いて、共に歩んでいこうというふうなことにしておりますので、あとはその中で目標にしております事業者さん個々の経営力の向上であったり、あとは地域内での消費に応える新商品開発などの提供、あとは販路拡大による地域商品のブランド化、最後に地域商店街の新たなにぎわい創出に向けて関係者が共に連携しながら取り組んでいきたいというふう考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） それでは次に、岩泉観光センターのリノベーションに移ります。

これにつきましては、前向きなご答弁と私受け止めました。それで、岩泉線駅舎、まさに後世に残しておきたい施設の一つであると私も思っております。それで、ご答弁の中で台風災害の前、平成28年に実施設計を予算化したというご答弁がありましたが、まさに台風災害から5年経過しているわけですので、その災害からの復旧、復興も大体おおむね終わっている中で、これもそろそろ、できれば何とかこれに手をつけられないのかなというふうに思う一つでもあります。

そういうふうなことでして、このリノベーションに向けた調査、設計をそろそろする時期にも来ているのではないかなと思いますが、これは今計画をどのようにしているのか、あるいは今後どのような、いつ頃どう考えているのか、もしありましたらお答えしていただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをいたします。

答弁の中にもありましたが、台風被災前、平成28年度、こちらの当初予算のほうで実施設計の予算が組まれておりまして、この時点では、耐震補強のほか、外観はそのままにして上下水道をつないだりとか、下水道への切替え等も含めた改修ということでの実施設計を予定をしていたところになります。

あとは、台風で被災した後になりますけれども、観光センター以外の被害を受けた多くの施設を復旧をするというふうなことを最優先で行ってまいりましたので、それが今落ち着きつつあります。そういった状況を踏まえて、この岩泉観光センター、旧岩泉駅の駅舎の在り方について、まだ内部での意見が統一されていない部分もありますので、ちょっとお時間をいただいて、早急に方向性を出した上で、議員がおっしゃるように、昭和を語る上では、私も非常に大事なものでもありますし、立場上、観光面でも何とか使っていけないかというふうなことでJRさんとも近々お会いする予定もありますけれども、そういったことも含めて関係者と協議をしながら取り組んでいきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） あわせて、やるときに、その計画の中とかに入っているかと思いますが、トイレと申しましょうか、公衆便所と申しましょうか、その改修についても整備についてご検討をいただければと思います。これは、答弁いいです。

それから、先日臨時会があったときに、商工会の用があつて観光センターに寄りました。11月26日



でしたか、過日。そのときに、駅舎のところに青年がいて、そしてちょっと声をかけました。どこから来たのと言ったら、大阪から来ましたということでありまして、ちょっと紹介させてください。飛行機で花巻まで来ました。そして、何しに来たのと言ったら、岩泉駅舎を見たくて来ました。それで、あのときは木曜日だったか、金曜日かな、土日が休みだというのを何かで調べて、平日休暇を取って来ましたということでありました。やっぱり多くはないかもしれませんが、大ファンもいるわけでありまして。そうした中で、その活用をいろいろ意見交換しました。

ほかで、各地でいろんなそういうのを使った鉄道の関係する、いろんな廃止になったのを使った施設等もあるわけでありましてけれども、誰もが思うところでありまして、構内には構内の、ホームには、質問でも触れました。やっぱりそこにディーゼルカーがあればいいなというふうなこともあります。そして、もし小さなレールバイク、自転車とか、ちょっとだけでも線路が使えるので、そうすれば子供も行って喜ぶのかなと思ったりして、そんなことも思ったりしております。

今これについて答弁では触れていませんでしたが、これについて、確かに物があるかどうか含めて、いろいろ調べなければなりません。私もある程度は調べてはいますが、個人は限界がありまして、やっぱり行政、役場とか、そういうところがいろいろやれば、相手も信用が一番ありますので、そこらをちょっと時間を見てもらって調査して、それらが可能性があるか含めてやっていただきたいと思っておりますけれども、それについてはぜひやっていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

議員のほうからも岩泉駅のミニパーク的な活用というふうなことで、非常に魅力あるようなご提言をいただきました。ただ、これが実現できるかどうかにつきましては、これから関係者で協議をしていきます。町内にも岩泉線、あとは岩泉駅を愛する方が多くおりまして、手作りでありましてけれども、今ちょっと話にもありましたけれども、1階部分でそれぞれの手作りの部分で展示をしたりしているところもあります。私も町外から来た方、岩泉駅を見に来た方、写真を撮っている方も見かけたりもしますけれども、ぜひそういった岩泉線、鉄道ファンといいますか、そういった方々にも楽しんでもらえたり、あとは町民の方にも楽しんでもらえるようなものができ

ればいいなというふうを考えております。

この岩泉線関連で言いますと、今実現はしませんでしたけれども、お土産品の一つといたしまして、昔のJR線の硬券というのですか、券がありますけれども、そういったものを土産品にできないかというふうなことも検討したこともありますので、我々もぜひ岩泉線を生かした今後の展開について真剣に考えていきたいというふう考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 昨日ミニ公園、憩いの場の整備ということで坂本議員からも質問が出ておりましたが、先ほど述べました列車を置くとか、レール自転車とか、それをやったりとか、ちょっとあの辺を刈払いをきれいにするとかやれば、結構子供の遊び場、公園的にはなるかなと思います。そういうこともあまりまたリノベーション、駅舎のとか、観光センターのリノベーションとか、大規模改修とか、改修はお金はちょっとかかるかと思えます。ほかのほうは、あまりそんなにかからないかと思えますので、お金をかけないでやれるのもいっぱいあるかなと思います。ぜひこれをやっていただきたいなと思っております。ご答弁はいいです。

そのことを申し述べまして、これからも商工業の振興施策の推進あるいは今の岩泉駅については、今後も委員会等、あるいは今後についても関心を持って取り上げていきますので、ひとつこれが少しでも進むようなことをお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（野館泰喜君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） 1番、千葉泰彦です。通告に基づきまして一般質問を2点行わせていただきます。

1つ目ですが、ふるさと納税についてです。さきの6月定例会で質問させていただきましたふるさと納税に関しまして、その後の経過についてお尋ねするものです。

今年度実績、昨年度実績では、町の税収約6億円に対して、ふるさと納税約1億円と、町の収入の新たな柱になりつつあるものと認識しております。また、交流人口の拡大や経済、観光への波及効果も期待されているところです。全町一丸となり取り組んでいくために、課題意識や共通認識を醸成することを期して以下の3点をお尋ねしますので、ご回答をお願いいたします。

1つ目は、企業版ふるさと納税に関して、委託先の実績と当局独自の実績をそれぞれご回答ください。

2つ目は、一般のふるさと納税返礼品開発と納税の実績を昨年度対比でご回答ください。

3つ目は、企業版ふるさと納税の対象となる地域再生計画のブラッシュアップに関して進捗をご回答ください。1つ目の質問については、以上です。

次に、2つ目の質問、米価の下落に対する対応についてです。今年の米の買取り価格は、コロナ禍による外食産業の需要減少などにより、昨年の2割程度値下がりしております。本町の稲作農家は、近年立て続けに台風災害などに見舞われ、設備の再投資など、重い負担を抱えながら何とか事業を継続していただいているのが実情であり、多くの窮状をお伺いしているところであります。

本町の最重要産業である一次産業、その中でも今回の米価下落に見舞われた稲作農家救済は、急務であると認識しておるところであります。本件に関する当局の対応方針、具体的な検討内容があれば、併せてお伺いいたします。ご回答をお願いいたします。

以上で本席からの質問を終わります。ご回答方、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、1点目の企業版ふるさと納税の実績についてであります。委託先でありますマノルダいわて株式会社では、11月末現在で2企業から20万円、町独自では誘致企業関連など9企業から750万円のご寄附をいただいているところであります。

2点目の一般のふるさと納税返礼品の開発と納税の実績であります。昨年度の新規の返礼品5品目に対し、本年度は61品目と、大幅に増やし、累計で145品目となっており、今後も継続して積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

ふるさと納税の実績は、昨年度は1億1,737万円と10月末現在の比較では、昨年度が5,581万円に対し、本年度は6,375万円と14.2%の増で推移をしております。

3点目の地域再生計画に掲げた事業のブラッシュアップにつきましては、現在新年度予算編成と並行して取り進めているところであります。事業の選定につきましては、岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略の6つの重点プロジェクトに掲げた事業が対象となっており、その中から企

業側から見ても魅力的だと思えるような事業を選定することにより、さらなる寄附の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、米価下落に対する対応についてであります。議員ご案内のとおり、県内の農協における令和3年産米の概算金は、昨年の減少幅よりさらに引下げになっております。本町の主力品種でありますあきたこまちは、30キログラム当たり前年比1,300円の減額となり、営農継続が危惧される非常に厳しい状況にあるものと認識をしております。

稲作経営につきましては、1経営体当たりの耕作面積が大きく、離農による耕作放棄地の増加が懸念をされることや、経営農家の主な出荷先が農協系統出荷であることなどを踏まえ、近隣の市町村とも意見交換を重ね、支援策を協議をしてきたところであります。

具体的には、営農継続を図るため、農家に対し、来年の苗代の2分の1相当額の支援を行うこととし、今期の農協への出荷量に応じて30キログラム当たり500円を補助してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 1番、再質問はありませんか。

1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。幾つか関連事項の質問をさせていただきますと思います。

まず、細かい具体的な実績の質問になってしまったことをおわびする必要があるかどうか、経験が浅いのであれですけれども、緊急な案件であるというふうなことで、きちんと短いサイクルで結果を共有、確認していくことが実績の向上につながるということで、あえて詳細な実績をお伺いしたことをご了承いただきたいと思います。

その中でですが、当局の努力が一番効いているのかなというふうに思っております。9つの企業から750万円ということでお伺いしましたので、日頃のお付き合いの成果のかなというふうに思っております。ありがとうございます。一方で、関係性が薄くなってきますと、なかなか難しいのかなというふうに、マノルダさんの結果の数値を伺って認識したところですが、マノルダさんの営業活動の状況ですとか、そこに対する当局の所感があれば、お知らせください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 企業版ふるさと納税につきましては、委託業務としましてマノ

ルダいわてさんのほうに今年度業務委託して実行しております。まず、1つは、マノルダいわてさんのほうの委託料につきましては220万円、これは今回の企業版ふるさと納税をそのまま財源としてやっていただいております。その中で、現時点2企業から20万円ということになっておりますが、1つ付け加えますと、12月、今月にはあと2社からいただけるという予定で今進んでおりました。

この委託の事業につきましては、いろいろとマノルダいわてさんのほうでも営業をかけていただいております、1つには町に関連する、例えば町の入札に参加していた企業でありますとか、町と今まで付き合い合っていた企業等を探しながらやっているということで、リスト上は160社ぐらいリストアップしております。その中で、今現時点で営業をしてお会いして話ができているところというのが18社ということになっておりました。

この中で、1つには、実績として今20万円なわけですけれども、この企業の営業活動の中で、やはり企業と接する中で、いろいろ得られるものもあるということで、その課題が見えてきていの中で、次に進もうかなというふうに考えておりました。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。ご答弁の中に、私の質問でブラッシュアップについてどのような進捗かというのがあって、それに対するご答弁の中に、企業側から見ても魅力的だと思えるような事業を選定するというふうに書いてあるのですけれども、やはり企業のニーズ、こういうもの、ああいうものみたいな感触は、マノルダさんの営業活動として反映させられるものがあるという認識でよろしいのですか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） マノルダさんの営業の中で、いろいろ企業と接する中での課題というのが、1つには大きいのは、やはり企業版ふるさと納税、この制度自体を皆さんがまだ理解していないと、浸透していないというのが大きくて、そこのところから入って説明をしていくわけなのですが、その事業のブラッシュアップという部分については、やはり岩泉町の中で、どういう事業をやっているのか。具体的にはどんなものなのかというのをやはりご理解いただかなければならなくて、それで全国、あと県内でも、様々な事業をやっている中で、では岩泉町のこの事業に寄附をしたいというような事業はどんなのかと言えば、やはり今そういったところでは、企業の方々も地域貢献であるとか、様々な分野で考えていらっしゃる。

私どものほうでは、ブラッシュアップのところでは、実際は、これから新年度予算を組んでいたり、事業を組み立てますので、今現時点で現在進行形にはなりませんけれども、例えば1つには、定住に係る部分、こういったので、住宅リフォーム、具体的には。こういったものを今までのではなくて、もっと皆さんが住みやすい、子育てしやすい、定住に向けた事業として、それにいろんな補助制度であるとか、そういったのをブラッシュアップしていく。そういうことによって岩泉町は定住に向けて頑張っているとか、子育てに向けて頑張っているなど、そういうところを理解していただきながら、そこにご寄附をいただくというような形で、今ちょっと取り組んでおります。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。委託の金額と実績だけの話になってしまうと、効果がある、ないという端的な話で、では来年度やめたほうがいいのではないかみたいな話になってしまうことを私自身は非常に危惧しておりまして、商品をきちんとブラッシュアップしていくとか、市場のニーズを踏まえて、商品を構成するための重要な情報を収集できているという認識で今お話をお伺いしたのですが、併せて担当する職員の方も、これからいろんな民間の知恵、力を借りて事業を展開していこうという中なので、外部の力を活用するときに、どういうふうに外部の力を引き出すのか、目先の結果は、出ればいいですけども、なかなかふるさと納税といっても、競争が激しいというのが現状ですから、ただ全ての事業がそうなのだろうというふうに思うので、外の力を活用するための知恵も職員の方にも持っていただいて、有効に民間を活用するというふうに、その200万円を活用していただければ、目先20万円なのか、それが2社追加ということで40万円なのか、60万円なのか分かりませんが、手元の結果以上の効果に今後なってくるのだろうというふうに思いますので、職員育成も含めて、そのようにご活用いただければなというふうに思っているところですので、よろしくをお願いします。

次ですが、返礼品の開発、盛んにやっただけというご答弁でしたけれども、それが実績につながっているという、寄附金の増加につながっているという認識でよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 個人版のふるさと納税につきましては、今年度政策推進課のほ

うで所管しております、その中で取組の一つに、ご答弁申し上げたように、新規の返礼品、これを開発をしながら進めております。もう一つ大きいのは、ふるさと納税をするためのサイトがあるのですけれども、このサイト数を去年の3つから、今年、今6つにしようと思っ取り組んでいますが、現時点で5つに増やしております。それも1つ大きいのかなと。

今私どもが今年度取り組んでおりますのは、やはり個人版のふるさと納税、先ほどの企業版ふるさと納税についても、歳入とすれば、今後安定的に、さらにまた大きくなっていくものだと信じておまして、今年度はその基盤づくりも含めやっているつもりでございます。

その中で、1つもう既に出ている実績としましては、マツタケの返礼品、これがやはり岩泉町ではブランドでありまして、かなり人気があると。昨年度マツタケの返礼品の事業者は2社だったのですが、昨年はかなり豊作で、マツタケの返礼品もあって、それでマツタケ分で1,300万円だったのですが、今年度マツタケ事業者さんを7つに増やしまして、今年度については、ちょっと不作でして、もう早めに止まってしまっているのですけれども、その中で2,000万円ということで、昨年度よりも今年度は増えている。これは、今年度やった実績というのは、今後來年、再来年とどんどん大きくなっていくものだろうと、こういったところは実績として今年度の分としてはあるのかなというふうに感じております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。返礼品のメニュー開発と広報戦略、営業戦略と2本立てで今回増加しているという、個人版ふるさと納税、というふうに認識いたしました。ありがとうございます。その中の返礼品のメニュー構成なのですが、頑張っていたということではあるのですけれども、145品目って、改めて自分が選ぶと思ったときに、非常に大変だなと、最後のほうに出てくるやつって、果たして何人見るのかなとちょっと思っていて、その返礼品のメニューを今後どのような戦略で運営していくのかといったようなことが、もしお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 返礼品メニューについては、これはどんどん増やして、そして町内事業さんからもどんどん募って、それが町内にも還元するという部分もありますので、これはもうどんどん増やす方向で考えていると。その中で、あとは見せ方として、そのサイトで皆さんが寄附したくなるようなものとか、例えば具体的な話で言えば、写真とか、見せ方、こういっ

たのもあると思います。あと返礼品のほうでも、今やはり人気があるのが岩泉乳業のヨーグルト、これのほうがもうトップでかなり出てきていると。ほかの方々、個人の方々も参加していただいていますので、これはちょっと見せ方を工夫しながら、あと体験メニューとして、マツタケを直接取っていただいて、泊まりながらやるというメニューもちょっと考えていまして、今年度60万円で実施して、1組予約はあったのですが、残念ながらちょっとコロナの関係とかできなくなっていました。そういったのもどンドンアピールしながらやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。定数を決めて定期的に入れ替えるみたいなこともやり方としてはなくはないのかなと。先ほど小規模事業者の経営状況のお話もありましたけれども、そういったことを審査会なりなんなりで、ある一定数毎年入替えをすとか、そういったことも励みになるのかなと思っていましたところ。

ただ、ふるさと納税の返礼品に対しては、刑事告発というか、裁判になる、収賄とかというのも出てくるので、なかなか一定数で運営するというのは難しいものもあるのかなというふうに思ったりはしますが、ぜひ地元の中小を含めて事業者の励みになるような運営を考えていただきたいなと思っていましたところでした。ありがとうございます。

私の認識では、質問でも申し上げましたが、交流人口の拡大ですとか、経済、観光への波及効果の始まりとして企業版ふるさと納税を位置づけられればいいのかというふうに認識しているところですが、今ご寄附いただく方をどう確保するかというお話をさせていただいていますが、今後の展開について、もしお考えの分があれば、お知らせいただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 私の考えとしましては、この企業版ふるさと納税、歳入を確保するというのもあるのですが、この先には、やはりそういった企業との付き合いの中で、岩泉町を見ていただいて、岩泉町を感じてもらって、そしてお付き合いが始まる中で交流が出て、例えば定住、誘致につながるというのも一つで、これは目指していきたいなと。

個人版についても同様なのですが、今年度残念ながらコロナ禍でなかなか関東方面と行き来するということはできなかったのですが、例えばそういった中で、皆さんとお話をして、岩泉町に来ていただく。その中で、岩泉町を見ていいところだということで移住していただくとか、



そういったところまでつながれば、歳入を確保しながら定住化、交流人口にもつながる。

岩泉町の場合は、やはり龍泉洞とか観光地、こういう宝を持っていますので、そういったところとつなげながらやっていければ、長い目で見て、どんどん充実、発展していく事業だというふうに思っておりました。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。ぜひ実際に特産品を作っている方が消費者に近く接する、もしくは温度感を感じられるような機会もできると、事業に関わっている町民の熱意ですとか、裾野が広がっていくのかなど。そのことが、やはり間接的に営業効果、実績につながってもいくのだろうというふうに思うので、今お教えいただいたお話を具体化していただくことを期待しております。

誘致企業の方からもご寄附をいただいているお話なのですが、自動車産業、例えば電気自動車に切り替わるみたいなお話もあつたりですとか、コロナの影響で誘致企業自体も需給環境が大きく変わり始めていたりとか、見通しが変わっていたりということもあろうかと思うのですが、ちょっと逸脱するかもしれませんが、誘致企業とのコミュニケーションは、どのようになさっているのかお教えてください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ご寄附をいただいた企業につきましては、町内に誘致していただいている企業の関連であつたり、様々そういった部分でございますが、町内においていただいている誘致企業につきましては、これはこちらのほうで情報交換をしたり、あとは今であれば、コロナ禍で非常に厳しい経営状況のところもありますので、そういったところでの雇用とか、そういったところはやりながら、支援をしながらやるというような状況で考えております。

あと併せて誘致企業に関連する企業が全国にありますので、今そういった中で、やはり製造業の分野でも、かなり今の時代の中で変わってきていると。そういったところを捉えながら、ではどういうニーズがあるかとか、それを意見交換の中で分かる部分については、そこらに集中していろいろ支援をすとか、誘致活動をすとか、そういったところは今後も引き続き続けていきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。私自身ここに座るようになってから、4年に1回

しか来ないみたいな話をされる立場なので、用があるときだけ行くというのではなくて、恒常的にコミュニケーションを取る中で、町の施策にご協力いただくという在り方であればいいなと思って、不安に思って、ちょっとお伺いさせていただきました。ありがとうございます。

情報発信についてですが、ホームページの更新も今計画なさっているかなと思ひまして、私自身も幾つか情報提供をさせていただいていたりというふうに思っていますが、させていただいてきましたけれども、やはり外に何を伝えるのか、どう伝えていくのか分かりやすくというのは、非常に重要なことかなというふうに思っていますが、ホームページの更新も含めて町の情報発信の状況を教えてください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ホームページにつきましては、現在やはりホームページの中身的には、例えば1つには古いものは削除し、新しいものをどんどん掲載していくというようなものもやっておりますし、今考えておりますのは、議員がおっしゃったようなホームページのリニューアルというのを考えております。これについては、今ちょっと予算のほうを検討しております。これは追ってご説明できるものかなとは思っておりますが、その中に、1つ今回の関連する分であるさと納税で言えば、ホームページの中のサイトを見やすくする。クリックすれば、すぐにそこに入られるとか、様々なところもちょっと今工夫をしながら、見せ方として岩泉町の窓口的なところになると思っておりますので、そのところを充実させて、中に入っていけば、いろいろなものが見られるというようなところは、どんどんこれは改良、改善しながらやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。アプリケーションを新しくすることも、使い勝手をよくということも重要かなとは思いますが、一方で情報発信をどういうふうにしていくのかという設計がもっと重要で、担当だけに負荷がかかって一生懸命やって、担当が替わるとまた変わるみたいな話だと、ちょっと話がおかしくなってしまうなというふうに思っているところです。

例えば各産業に関わる方で頑張っていらっしゃる方というのは、農林水産課の方はご存じかもしれませんし、商工業で頑張っている事業者ですとか、人は、経済観光交流課でご存じかもしれませんが、町の全体像をどう見せて、個別の情報収集、情報発信をどうやっていくのかというのが、庁舎内で役割分担できたりすると、それが議場でもよくお伺いしますが、全町一丸となって

ということかなというふうに思っております。ぜひそういったことにご配慮いただいて、結果として更新するかどうかではなくて、庁舎内の各部局の連携が深まるような情報発信にしていっていただきたいなというふうに思っているところです。

SNSのお話は、先ほども出ましたけれども、例えばツイッターは何用にするのかですとか、フェイスブックってどうするのだとか、そういったことも今担当に一任なのであれば、それを仕組みにするのかどうか、もう一度そういったところも、やっぱり更新されないSNSもあって、であれば、例えばツイッターも岩泉町ではなくて岩泉町防災にしようとか、現状の使われ方も踏まえて整理していくことも必要かというふうに思っているところですが、お考えをお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員のおっしゃったとおりでございまして、今いろいろインターネットの中でSNS、ツイッターでもインスタグラムでもフェイスブックでも、何でもそうですけれども、更新されていく、あと中身の情報、量とか、あとは質とか、こういったものは充実させていかないと、やはり見ていただけないということになりますので、各課でいろいろ持っている、先ほどおっしゃっていただいたような、例えば岩泉町に新たにきて活躍されている方、それから地元の方でこういったものを行っているという方、こういったのもどんどん露出していければ、それはかなり町のイメージとしていいつくり込みになるのかなというのもありますので、これはちょっと協議をしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。コロナ禍で需給が大きく変動する中で、今年度もふるさと納税1億円が確保できれば、町としては収入ということもあれですけれども、事業者の方にとってもある程度需要の見込める事業だということになれば、頑張り方も変わってくるのかなというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、米価に関するお話、質問ですけれども、まずはご答弁ありがとうございます。議会の中でも、商工業者ですとか、酪農ですとか、畜産に関わるお話はよく出てきますが、稲作ですとか、青果に関わる部分のお話が少なく、非常に不安でいたところでしたが、お考えいただいているということで安心いたしました。ありがとうございます。

今回緊急の措置をしていただくという内容だというふうに思いますけれども、今後ウィズコロ

ナ、ポストコロナを見据えて、どのように生産者をサポートしていけばいいと思われているのか、もしお考えがあれば、お知らせいただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 米価下落により、今議会の補正のほうに対策の予算については、計上させていただいているところでございます。ご質問のありました生産者への今後のサポートについてでございますけれども、米価、米の施策については、やはり日本全国で需要を見ながら生産数を調整していくことにありますので、町が直接その事業に関わることは、ちょっと今のところ考えてはございませんけれども、消費拡大あるいはそういった面での行政側の支援のほうは検討は必要かなというふうには考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。お米に関して申し上げますと、町の消費量よりも生産量のほうが少ないというか、需要のほうが勝っているというようなお話を伺ったことがございまして、コロナで需要が変動する分もあるのだと思うのですが、足元に目を向ければ、確定した受注というか、需要が町内にあるということかなというふうに思っています。

例えば今牛乳であれば下閉伊広域ですけれども、給食みたいなことを考えると地産地消というようなことが成り立っていて、そこは計画生産なので、非常に見込みやすい部分なのだろうと。一般の小売も含めて地産地消というのは、ちょっと飛躍のし過ぎかもしれませんが、そういったあるターゲットを決めて地産地消、岩泉町で作ったものを岩泉町で消費していくといったようなことを検討していくということは有用ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

まず、町内の生産量でございますけれども、大体100ヘクタールの主食用米の栽培でございますので、年間500トン程度の生産量があるのかなというふうに思っております。一方で町内の方々の消費ですけれども、これについては、推計というよりは想定値になるのですが、国で示しております1人当たり年間50キロというふうに、この数値を用いますと、大体8,000人程度というふうに見れば、400トンではないかなということで、若干生産面のほうが高いのかなというふうには思っておりますが、生産のうちの一部、大体1割か2割程度が出荷用米として農協等に出荷されてございますので、全体で地産地消、地域内の消費ということを考えるのであれば、自家用で作

っている方々の生産面もちょっと考えていく必要があるのかなとは思ってございますが、いずれまず第一に考えているのが、今後未来づくりプランの後期計画が令和4年度に策定し、令和5年度からということになってございますので、令和4年度におきまして、学校給食あるいは町内のホテル等の利用も含めまして、利用のほうをもうちょっと考えていきたいなというふうに思っております。まずは、米に関しては品質、流通がしっかりしてございますので、ある意味取り組みやすい品目なのかなというふうに思っておりますので、新年度におきましてはいろいろ研究、検討していきたいなと考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ありがとうございます。もっと言うと、施設ですとか、病院ですとか、そういったところもある程度需給が確定していて、計画生産に近い部分だろうと思いますし、それを宮古広域に目を向ければ、もうちょっといろんなことが考えられるのかなというふうに思っているところです。夢は膨らみますけれども、足元の現状は厳しいですし、小売ですとか、各関係機関とどのように調整していくのかというのも道は平坦ではないのかなというふうに思いますが、ご検討いただけるという答弁をいただきましたので、心強く思っているところです。今後とも様々な協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（野館泰喜君） これで1番、千葉泰彦さんの一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前11時26分)



令和 3 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 3 号 )

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 1 月 1 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 1 2 月 7 日 午 後 3 時 3 0 分				
	閉 会	令 和 3 年 1 2 月 7 日 午 後 3 時 4 2 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員  出 席 1 4 人 欠 席 0 人  ( 凡 例 ) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	八 重 樫 龍 介	○	1 3	菊 地 弘 巳	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	9 番	早 川 ケン子	1 1 番	合 砂 丈 司
	1 2 番	三田地 泰 正		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			



# 令和3年第4回岩泉町議会定例会

## 議事日程(第3号)

令和3年12月7日(火曜日)午後3時30分開議

### 開議の宣告

### 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第3 議案第2号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第4 議案第3号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第5 議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第6 議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第7 議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第8 議案第7号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第9 議案第8号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第10 議案第9号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第11 議案第10号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第12 議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第13 議案第12号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第14 議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

閉会の宣告

---

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 3時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、諸般の報告を行います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号～議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第2、議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）までの13件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、八重樫龍介さん。どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 八重樫龍介君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（八重樫龍介君） 令和3年12月7日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。条例補正予算審査特別委員長、八重樫龍介。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に読み上げます。

議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第8号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第9号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第10号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例について、原案可決。

議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）、原案可決。

議案第12号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（野館泰喜君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回岩泉町議会定例会を閉会します。

(午後 3時42分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

野 館 泰 喜

---

署名議員

早 川 ケ ン 子

---

署名議員

合 砂 丈 司

---

署名議員

三 田 地 泰 正

---